

事業主の皆様へ

改正雇用保険法（平成19年10月1日施行）に おける各種届出書類の取り扱いについて

1 区分変更届について

週の所定労働時間による被保険者区分が廃止されたことにともない、区分変更届の提出は不要となりました。

なお、週の所定労働時間が正規職員等通常の労働者より短い、パートタイム労働者（短時間就労者）の資格取得については、従来どおり、労働時間等労働条件を明示した雇入通知書等の確認書類が必要です。

2 離職証明書の記載について

(1) 65歳未満の離職者

(ア) ⑧欄及び⑨欄については、離職した理由にかかわらず、原則として、離職の日前2年間（※参照）に、⑨欄の日数が11日以上で通算して12か月になるまで記載してください。

なお、12か月ない場合でも、2年間（雇用された期間が2年未満についてはその全期間）の記載が必要となります。

(イ) ⑩欄、⑪欄及び⑫欄については、前記(1)の期間に、賃金支払対象期間の途中で離職した場合の当該月を除いて、⑪欄の日数が11日以上で通算して6か月になるまで記載してください。

(2) 65歳以上の離職者

⑧欄及び⑨欄については、原則として、離職の日前1年間（※参照）に、⑨欄の日数が11日以上で通算して6か月になるまで記載してください。

なお、⑩欄、⑪欄及び⑫欄については、前記(1)の(イ)と同じ取り扱いになります。

3 離職票の作成について（お願い）

失業給付に係る受給資格の有無は、直近の離職から順次遡ることにより要件を判断することとなるため、離職票は、短期間であっても必要となりますので、作成していただくようお願いします。

4 六十歳到達時等賃金証明書の記載について

⑧欄及び⑨欄については、60歳到達時等を離職日とみなして、その日前2年間（※参照）に、⑨欄の日数が11日以上で通算して12か月になるまで記載してください。

なお、⑩欄、⑪欄及び⑫欄については、前記2の(1)の(イ)と同じ取り扱いになります。

5 その他

外国人労働者の雇用状況を把握するため、資格取得及び資格喪失の各届出用紙に「国籍、在留資格、在留期限」等の項目が新たに加えられました。該当する場合は記載してください。

(※) 当該期間に、疾病等一定の理由で引き続き30日以上賃金を受けることができなかった日数がある場合はその期間を加算します。最大限4年。

ハローワーク府中（府中公共職業安定所）雇用保険課

TEL 0847 (43) 8609